優秀賞　岐阜新聞社賞

社会を明るくする実名報道とは

伊自良中学校　2年　古田　わこ

私が「犯罪・非行をした人の立ち直り」について思うのは、実名報道の在り方だ。ニュース番組では、事件の報道が多く感じる。そのときにはよく、犯人や被害者の実名がのる。その度に私は、なぜ実名をのせるのだろう、と考えていた。実名を報道したところで、かえって犯罪や非行をした人が立ち直りにくくなるのでは、と思う。なぜなら、実名報道の影響は、身の回りでもネットでも、大きすぎる上に、消えることがない。それは犯罪を犯した人の、その後の人生において大きなハンデになるからだ。このような問題から、実名報道の在り方が問題視されていることについて、自分なりの答えを出したいと思う。

まず、なぜ実名報道をするのか、について調べてみた。調べたことでは、国家権力の監視ができる、事件の重みを感じて記憶に残りやすくなる、情報が正確になることで、社会の信頼性や透明性が上がる、などがあった。その中でも一番印象に残ったのは、「犯罪の防止につながる」ということだ。よくネット上では、事件の犯人が批判されることが多い。それが実名報道の一番の狙いなのだ。メディアを通して「世間」から批判という社会的制裁を受けさせること。そうすることで、犯罪を犯した人は、責任を認識でき、一般の人も同じような事件を起こさないための抑止罪になるらしい。私はこのことについて正直、机上の話に思えてしまう。確かに、社会的制裁を受ければ、犯罪を犯した人は、責任を感じるかもしれないし、目には見えないが、他の人が同様の犯罪を犯すことを防いでいたかもしれない。だが、責任を感じたから立ち直れるというわけではない。立ち直るためには、周囲の人の理解と協力が必要だ。その周囲の理解を十分に得られていないから、立ち直りが難しいのだ。社会的制裁である世間からの批判は、ときに批判ではなく、誹謗中傷になっていることも多い。前提として、犯罪は決して許されて良いことではなく、被害者は絶対に犯人を許せないと思う。私も、自分や親しい人が被害に遭ったら、犯人の人生をめちゃくちゃにしてやりたい。しかしだからといって、ネットでの批判や誹謗中傷をしていいわけではないと思う。私からしたら、事情をよく知りもしない人が、正義という名の中傷を「匿名」という姑息な手段で、大勢で一人の人間に浴びせかけるようなことは最低だ。本当に腹立たしい。実際に、数年前の迷惑動画の事件では、少年は実名こそ報道されなかったが、ネット上で実名や学校、家族の職業などが特定され、その結果、学校や家族までもが非難された。実名報道がされなくても、わざわざ特定するような人たちにも、更生しようと言うくせに、バッシングを容認する世間にも、私は腹が立つ。けれど、表現の自由や報道の自由もあり、プライバシーの侵害もあるため、線引きが難しいことを実感した。それに、実名報道で犯罪が防げたり、国家権力の監視になっているというのは、きっと、知らず知らずのうちにあると思うので、実名報道は無くせない制度だと思った。

そこで、私が「犯罪をした人の立ち直り」のために思うことは、報道の受け取り方だ。やはり、立ち直るためには周囲の人の理解と協力も必要だと思うのだ。そのための方法の一つとして、私にできることは、情報の受け取り方を変えることだ。インターネットが普及した今、多くの人は情報をネットで手に入れているはずだ。その情報は全て正しいとは限らない。もちろん、報道は情報を正確に伝えるべきだが、切り取られていたり、主観が添えられていたりして、どうしても偏ってしまうと思う。そこで、受け手も情報を鵜呑みにせず、じっくり考えてその上で、自分の発言の善し悪しを考慮していきたい。難しいが、一人一人がほんの少しでも、こういうことを考えていけば、「犯罪や非行をした人が立ち直れる社会」に近づいていくのではないかと思う。

実名報道をするかしないかなどではなく、実名報道があっても、更生して立ち直れる社会をつくって行くことが、私なりの答えだ。

あなたの個人情報を守る

本人通知制度をご存じですか

本人通知制度は、制度に事前登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などが本人の代理人や第三者に交付されたときに、交付されたことを本人宛てに通知するものです。

住民票の写しなどの不正請求や不正取得による個人の権利侵害を防ぐほか、制度の周知によって委任状偽造や不正な身元調査などの未然防止につながります。

問市民環境課　TEL22-6829　ID1670
（IDは、HPで検索する際の「記事IDでさがす」のID番号です。）

本人通知制度の概要

登録者（希望者）

市役所　市民環境課
※支所や出張所では登録できません。

請求者（代理人、第三者）

登録期間

無期限　令和7年1月から、これまでの「登録した日から3年間」から無期限に変わりました。

登録できる人

市内に住民登録している人、本籍のある人

登録方法

本人通知制度登録申込書に、必要事項を記入し提出してください。※登録は義務ではありません。

申込用紙は市民環境課にあるほか、市HPからダウンロードできます。

通知の対象となる証明書

・住民票の写し（本籍と筆頭者の記載のあるもの）
・住民票の記載事項証明書（本籍と筆頭者の記載のあるもの）
・戸籍の附票の写し
・戸籍謄抄本（全部記載事項証明、一部記載事項証明）
・戸籍の記載事項証明
※それぞれ除票や除籍などを含みます。

通知の対象外

・本人、同一世帯員からの住民票の写し（附票を含む）の請求や住民票の記載事項証明書の請求
・本人、同一戸籍に記載されている人か直系尊属卑属からの戸籍関係証明書の請求
・本籍と筆頭者の記載を省略した住民票や住民票の記載事項証明書の請求
・弁護士や司法書士などの特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理、遺言状の作成、保全処分などの代理業務に使用するための請求
・国や地方公共団体の機関からの請求

登録に必要な書類

登録する人の本人確認書類（運転免許証やパスポート、マイナンバーカードなど顔写真付きのもの）

登録の変更、廃止

登録者の氏名や通知先の住所などが変更になった場合、市内の変更であっても変更の届け出が必要になります。変更の届け出がない場合、登録が廃止になることがありますので注意してください。